

栃木県社会福祉士会会報



〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 発行 社団法人栃木県社会福祉士会
TEL 028-600-1725 発行責任者 大友 崇義
FAX 028-600-1730 編集責任者 長 秀紀
ホームページアドレス <http://www.tochigi-csw.org/>

34号

発行日 平成22年6月30日



羅針盤

『生活保護における自立支援』

鹿沼市福祉事務所

生活保護ケースワーカー 松 島 誠

羅針盤

1

トピック

「生活保護における自立支援の実際と課題
～私の実践から～」
(2名の社会福祉士の報告)

2~3

会長の視点

ソーシャルワーカーデーへの参加を！

3

福祉士おもしろいだけリレー

4

施設・団体・サークル紹介 栃木県筋ジストロフィー協会

4

情報の広場 セイフティー・ネット拠点事業

5

共同事業所6 団体通信

6

福祉士会通信

7~8

編集後記

8

生活保護法（昭和25年制定）は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

従来の生活保護制度は、ともすれば最低生活保障に重点が置かれ、自立を助長することの意味合いが就労による経済的自立のみに狭くとらえがちでした。

しかし、平成16年12月の社会保障審議会福祉部会内において「自立」の概念を「就労自立」「日常生活自立」「社会生活自立」の三つに分け、その考えのもと平成17年度からは生活保護受給者に対する自立支援プログラムが導入されるようになりました。

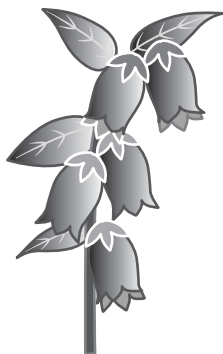
生活保護制度における「自立」の趣旨は、「経済的自立」を越えて広く「社会的な自立」というものを考える必要があり、『生活保護法の解釈と運用』の中では、その人の内在的な可能性を発見して、それを助長育成する。そして、その能力に相応しい状態において社会生活に適応させることと述べられています。

では「自立」とは何なのか。自立支援をアセスメントしていく上で、支援者が「自立」をどのような視点で捉えるかが重要だと思います。

近年、生活保護受給者は17年連続増加し続けており、平成21年度では前年度より約12万世帯増えて約127万世帯に上り、過去最多を更新しています。傾向も、金融危機等により解雇され就労の場を失った無就労者、高齢化及び家族希薄化に伴う無年金高齢者、アルコール・薬物依存症、DV、多重債務者、虐待、元ホームレス、精神疾患等の多岐にわたり、またニーズも多様かつ複雑化してきています。当然、これらの支援にはケースワーカーのマネジメント力の技術向上及び関係機関と地域も巻き込んだチームアプローチの確立・支援での順応した体制が求められてきています。

私自身も自立支援をするにあたっては、「この人の生きる力（生きていく源）を伸ばす最大限の支援は何なのか」と常に頭の中で、アセスメント・モニタリングを繰り返しながら葛藤？しています。

今後も生活保護受給者の増加が予想される中、行政のみの支援では限界があります。被保護世帯が社会的な孤立から生じる絶望感をなくし、自立した生活を取り戻すには「プライバシーの壁」を越えた地域社会における人と人とのふれあいや人としての生きがいづくりが必要になります。ケースワーカーとしても被保護世帯の取り巻くニーズを地域に投げかけ、共に考え・共有し、共に自立支援していける地域ネットワークの構築をしていかなければならないと思います。



トピック

生活保護における自立支援の実際と課題～私の実践から～
をテーマに、実際に自立支援に携わる2名の社会福祉士に
語っていただきます。

生活保護における自立支援の実際と課題 ① ～私の実践から～

(株)寺内ソーシャルワーク事務所

(社)栃木県社会福祉士会自立支援専門委員会 寺内 貞雄



自立支援業務に携わって3年目を迎え、現在4件の
ケースを担当しています。業務の内容は、主に就労支
援を中心に、就労困難にある状況を少しでも緩和
し、就労開始による生活保護からの離脱を目指して
います。

私が担当しているケースは全員男性の方で、一人暮
らしの方が3人で年齢は50歳代、もう一人は30歳代
の方で母親と二人暮らしをしています。

主な活動は、毎月1回～2回程度自宅に訪問して本
人との面接、ハローワークへの同行訪問しハローワ
ーク職業専門官からの情報提供等を把握して、ケース本
人に提供助言しています。一人暮らしのAさんは50歳
半ばの方ですが、教員免許を所得しており、過去に教
員の経歴があり、その経験を活かして学習塾等の求職
活動をしています。就労できてもアルバイト的な仕
事であり、常勤的な仕事はなかなか見つからない状態
が続いています。このため、求職の幅をもたせるため
本人に助言させていただき、最近訪問介護員2級を取
得して、福祉施設等で面接を受けていますが、なか

か採用に至らず苦勞しています。

この方の場合、教員免許の専門資格や訪問介助員
2級の資格も取得していますが、他の方の中には、何
の資格（勿論運転免許も無い）もない方もおり、さら
に求職が困難となっております。さらに、通勤手段が
限られ、求職の範囲も狭い範囲でしか探せない状況で
あり、いまだに就職に至っておりません。

以上のように、具体的な成果はまだ出ていませんが、
本人の生活状況などの把握や精神面の支援には寄与し
ていると思っています。

今後の自立支援（就労支援等）の課題として、①運
転免許などの何の資格もない方の支援をどうしていく
か。②長年就労していない方の就労意欲をどう引き出
していくか。等に対しての支援の方法、また、一向に
先行きの見えない厳しい求人状況のなかでは、今後も
困難な支援が予想される。これらを解決するためには、
就労に導くための授産的な就労の場の確保や関係機関
連携による組織的な取り組みが必要と思われる。

生活保護における自立支援の実際と課題 ② ～私の実践から～

小林敏夫行政書士事務所

(社)栃木県社会福祉士会自立支援専門委員会 小林 敏夫



1. 生活保護における自立支援プログラムとは

まず、生活保護における自立支援プログラムとは何
かについて検証します。生活保護における自立支援プ
ログラムとは、平成17年に厚生労働省の「生活保護受
給者等就労支援事業」のプログラム設定に起因します。
これに基づいて、平成18年に全国の生活保護実施機関
において、必ず自立支援プログラムを設定し、実施可
能なプログラムから取り組みを行うよう、指示がなさ
れています。平成19年には、「自立支援プログラム」
を福祉事務所において一層推進するという指示がなさ
れました。

2. 自立支援プログラムの内容

生活保護における「自立支援プログラム」の内容は
何かというと、次の三つから成り立っています。第一
に「日常生活自立支援」、第二に「社会生活自立支
援」、第三に「就労生活自立支援」です。日常生活自
立支援とは「衣・食・住、健康」の規則正しい生活
をおくことを支援することです。社会生活自立支援
とは、「地域社会の一員として問題なく生活を送る」こ
とへの支援です。要するに「引きこもり」の状態から
解放することです。就労生活自立支援とは、「自己の
能力を活用して就労し、経済的に自立した生活を送

る」ことへの支援です。要するに生活保護受給の状態から脱することです。

3. 自立支援プログラムの対象者

自立支援プログラムの対象者は大きく分けて、次の三つのタイプに分類されます。第一は、身体能力・知的能力共に普通であり、自立への意思はあるが何らかの事情により、現在の状況から脱することができないタイプです。このタイプは、ちょっとしたきっかけで自立します。私が担当した22歳の男性のケースがこれに当たると思います。第二は、何らかの思い違いにより、生活保護を人生設計の中心に据えているのではないかとと思われるタイプです。このタイプの対象者に対

する支援は長期を要します。第三は、第一と第二の間です。このタイプは基本的に第一のタイプに属しますが、何らかの事情により自立を妨げる要因を抱えている対象者です。このタイプに属する対象者に対する支援は、自立阻害要因を一つ一つ取り除いてあげることです。こうすることによって、自立への意志が顕在化します。私が担当した45歳と53歳のともに男性のケースがこれに当たると思います。

以上自立支援に関して述べましたが、上記の支援は、福祉の理念である「人権尊重、権利擁護、自立支援」に基づいて行っています。

会長の視点

ソーシャルワーカーへの参加を！

栃木県社会福祉士会会長 大友 崇義



昨年の7月の「海の日」に国際ソーシャルワーカー連盟（I F S W - 参加国88カ国：会員50万人）と連動して、第1回のソーシャルワーカーデーが東京で開催された。主催はソーシャルケア従事者研究協議会（代表：大橋謙策 - 2000年発足）で、社会福祉士会、精神保健福祉士会、医療社会事業協会、ソーシャルワーカー協会、介護福祉士会等の専門職能団体をはじめとして学会、社会福祉専門職養成校協会、社会福祉教育学校連盟等の日本の社会福祉専門家集団の17団体が大同団結した組織である。

近年、貧困、虐待、DV、自殺、孤独死、犯罪、殺人、ワーキングプア、権利侵害など社会的弱者をめぐる悲惨な事件が相次ぎ、それらの背景には雇用、住宅、社会保障などのセーフティネットの劣化とそのシステムクライシスが指摘されている。永らく家族、地域、会社に依存してき日本の人間の安全保障システムは根本的な見直しが迫られている。

このような内外の社会福祉状況を踏まえて本会の果たすべき役割は今後、県民の福祉向上に向けて本格的な役割が求められていると認識する必要がある。

本会も社団法人化してようやく2年を経過したばかりで非力であるが、組織的な力量を発揮するためには、今後あらゆる領域にわたって変革を遂げる必要がある。3月と5月に予算、決算総会を踏まえて、今年度は特に会員に期待したい点は次の点である。

第1は、社団法人から新公益法人への脱皮への挑戦である。会員だけの組織から県民の福祉向上をめざす公益法人化への取り組みである。

第2は、組織改革である。理事会、拡大運営委員会、

各委員会、各ブロック組織の充実並びに県民及び会員に開かれた組織運営改革への取り組みである。

第3は、専門社会福祉士、専門認定社会福祉士構想を実現する生涯研修体系の確立である。この構想は2012年から実施される予定であり、本会の会員以外は資格がとれなくなるため、本会への一段の求心力が高まることが予測され、第2の課題解決への取り組みは喫緊な課題である。

第4は、経営の安定化と会員の組織経営に参画する意識変革である。経営の安定を図るためには公益事業、収益事業のバランスのある事業拡大が必須となり、歳入、歳出のバランスのとれた事業の拡大への取り組みである。

第5は、活力ある組織は最適な意思決定システムの確立が肝要であり、このため報告、連絡、相談等に関わる書式、様式化についてIT技術を駆使し、迅速かつ確実な情報の共有化による意思決定システム確立への取り組みである。

今年は、ソーシャルワーク共同事務所は、県をはじめ関係団体、関係者の暖かな支えによって専用の事務室を持つことができるようになった。これを記念して、来る7月17日（土）13時からとちぎ福祉プラザでソーシャルワーカーデーと連動して、「10周年記念大会」を大橋代表をはじめ知事、県社協会長、県保健福祉部長、経営者協議会長、国会議員、障がい者代表の参加を得て、盛大な記念講演、シンポジウムを開催する。会員の地位向上のためのはじめての大会なので、会員の3割に相当する動員を期待している。

福祉士おもいのたけりしー

県内で活躍する社会福祉士に、実践への「おもいのたけ」を語っていきコーナーです。このコーナーは、リレー方式で次の社会福祉士につないで掲載して行きます。

(掲載内容は、①氏名(ひらがな)、②所属、③趣味、④実践へのおもいのたけ)

社会福祉法人 愛光園
(足利障害者相談支援センター)

長 秀紀



①長 秀紀(ちょうひでのり)、②社会福祉法人愛光園(足利障害者相談支援センター)、③マラソン(今は体重増加のため5~10km位)、絵画(描くことも観ることも)、④現在、障害のある方の相談機関に法人から派遣されて相談員として従事しています。福祉の実践では、日々の生活課題を抱えた相談者からの相談と真剣に向き合う瞬間の積み重ねです。相談を受けさせていただいている身ですが、日々勉強させていただいています。そのなかで感じるのは、それぞれの相談者の抱える生活課題は多種多様ですが、それに対する感じ方や捉え方も多種多様ということです。相談員としては、「その人がどのように生きていきたいか、

どんな生活が幸せか」という答えを一緒に見出している、時には後押し、時には見守り、時には支援の終了をしていき、人生という舞台の主人公としていきいきと生活できるよう、黒子のように支援していければと考えています。しかし、支援の根拠や評価が不十分な面もあり、複数の課題を抱える方等にはケアマネジメントの手法を実践に組み入れ、アセスメントから評価までキチンとできるようにすることが課題です。今後も関係機関の方々とも十分連携させていただきながら、より高い質の支援を目指していききたいと思います。

今回は、にしなすの総合在宅ケアセンターの上新達也さんにバトンタッチします。

施設・団体・サークル 紹介コーナー

このコーナーでは、福祉に関する施設・団体・サークルを紹介します。今回は、「栃木県筋ジストロフィー協会」を紹介します。

栃木県筋ジストロフィー協会

栃木県筋ジストロフィー協会
会長 海老沼 俊之

栃木県筋ジストロフィー協会は、その患者本人と親や家族、協力者の集まりで、患者及び家族の援護と福祉の増進に寄与することを目的として創立されました。社団法人日本筋ジストロフィー協会の栃木支部でもあり、全国の都道府県にも同じ組織があります。患者会員の病気の進行や障害の度合いには個人差があり、杖や車椅子、人工呼吸器を使うものと状態も様々です。協会員は真の治療法が確立するまで、少しでも永く生命を保つため、病気や進行にもくじけず、専門研究する方々から医療と看護、心身の療育指導をあおぎ、色々な人達の熱心なご支援とご協力をいただきながら病気の啓蒙と啓発、ノーマライゼーション(福祉の基本理念の1つで、身体障害者や高齢者等が特別な存在とみられることなく、ふつうの人間として扱われること)の活動を続けています。

会員になると、会員参加の療育訓練(旅行)や日本筋ジストロフィー協会主催の全国大会や関東甲信越大会等へ各種大会や研修会への参加、栃木県筋ジストロフィー協会通信の郵送などを通して、同じ病気をもつ方との交流が図れます。当会では常時会員、協力会員を募集しています。お問い合わせは以下までお願いします。

おしらせ

療育研修会(患者と家族の勉強会)を今年度も開催します。当会活動にご協力いただいている、国際医療

福祉大学病院神経内科の小川朋子先生を昨年に引き続き招いて勉強会を行います。筋ジストロフィーに関心ある方はどなたでも参加できます。多くの皆様の参加をお待ちしております。

日時 平成22年11月21日(日)午後1時~4時
場所 とちぎ福祉プラザ301号室
講師 国際医療福祉大学病院神経内科

小川 朋子先生
内容 筋ジストロフィーの解説、日頃の生活での疑問に対する質疑応答等

お問い合わせ先

栃木県筋ジストロフィー協会 会長 海老沼 俊之
住所 322-0022 鹿沼市東町3-8-8
電話/FAX 0289-62-5440



H21年度 療育研修会

情報の広場

このコーナーは、福祉に関する知って得する情報を発信するコーナーです。今回は「セーフティー・ネット拠点事業」を掲載します。

「セーフティー・ネット拠点事業」のご紹介

特定非営利活動法人栃木県障害施設・事業協会

栃木県では、措置制度下における障害者施策の中で、「障害者緊急一時保護事業」を実施し、非常に画期的な取り組みとして、「セーフティー・ネット」の機能を果たしてきました。

その後、障害福祉サービスの利用形態が「措置」から「契約」となり、相談支援についても、その実施主体が「行政」から「委託事業者」へと変化しました。また、権限委譲の一環として、福祉サービスの支給決定等は市町村が行うこととなりました。こうした中、2005年に宇都宮市で起きた知的障害者の誤認逮捕・起訴事件は、障害のある方々が、地域で暮らしていく上での難しさを改めて感じさせるものでした。

この事件を発端として、障害関係9団体により「障害のある人たちのための安心ネット・とちぎ」が設立され、障害者への理解啓発を呼び掛けるとともに、研修、相談、情報交換などの活動を開始しました。当協会もこの活動に積極的に参画してまいりましたが、加えて、地域において生活する障害者の支援に、より具体的に関わっていく必要があると考え、平成20年度より本事業を実施しております。

具体的な事業内容といたしましては、商業施設や交通機関等で一般の生活者が、障害のある方とのトラブルや対応が困難なケースが発生した場合、それを解決

すべく「セーフティー・ネット拠点」の事業所から職員を派遣し、コミュニケーションなどにおける支援を行う「コミュニケーション等に関する支援」、身元が不明な障害のある方を、一時的に「セーフティー・ネット拠点」でお預かりする「日中や夜間における緊急一時保護」を実施しております。

当協会では、本事業と併せ「ニーズキャッチシステム」や「とちぎ地域生活定着支援センター」等の各種事業も充実化を図り、障害のある方が地域において安心して暮らすことのできるよう支援していきたいと考えておりますので、栃木県社会福祉士会並びに会員の皆様方にも、ご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、本事業の詳細につきましては、パンフレットを作成しておりますので、お気軽に事務局までお問い合わせください。

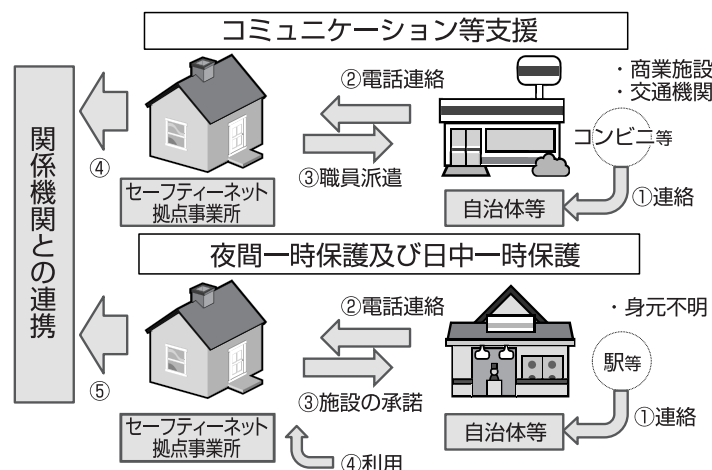
特定非営利活動法人栃木県障害施設・事業協会

宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ

栃木県社会福祉協議会内

電話028-622-0051 fax028-621-5298

セーフティーネット拠点事業 イメージ図



共同事務所 6団体通信

共同事務所に所属している各団体の動き
(研修会など) を掲示板的に紹介してい
きます。

栃木県医療社会事業協会、栃木県ホームヘルパー協議会

各団体に関するお問い合わせについては、(社)栃木県社会福祉士会(ソーシャルワーク共同事務所)
までお願いします。

栃木県医療社会事業協会

栃木県医療社会事業協会

会 長 小嶋 章吾

(国際医療福祉大学)



本県協会は1955年の創立で、この8月1日で55周年
を迎えます。総勢112人(2010年6月5日現在)の会
員で力を合わせ、(1)患者のウェルビーイング実現
の担い手として相応しい専門性向上のための研修活動、
(2)神経難病医療連絡協議会への参画をはじめとす
る保健医療及び社会福祉の連携強化等の社会活動、
(3)診療報酬制度における社会福祉士の位置づけと
それに伴う業務変化と評価等の調査研究、といった事
業計画に取り組んでいます。



真言宗智山派薬王寺住職倉松先生を招いての講演会の様子

栃木県ヘルパー協議会

栃木県ヘルパー協議会 高橋 勝久

5月に総会が終了し、昨年度実施した介護福祉士試
験学習会において、5名中3名が合格しました。(20
年度6名中6名合格)

平成22年度の事業の概要が決まりましたのでご連絡
いたします。

7月～12月

介護福祉士試験対策勉強会(会員対象)

身体に負担のない介護技術 1回

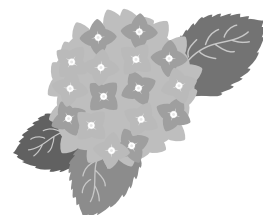
人工呼吸器のたん吸引研修会 1回

弱体団体である?会長は大きいが………(何が?)

今年度からヘルパー協議会の今後について検討を始

めていきます。

ヘルパーと介護福祉士との関係や、今後の事業の方
向性について、少し整理をし、本来ヘルパー協議会が
行う事業は何か2年程度かけてまとめたいと思います。



福祉士会通信

栃木県社会福祉士会の各委員会・ブロック会・プロジェクト委員会の活動（平成22年4月～10月）を掲載板的に掲載します。

専門職団体連携委員会、広報委員会、調査研究委員会、研修委員会、養成支援委員会、生活保護自立支援専門委員会、県北ブロック、県東央ブロック、県南ブロック

専門職団体連携委員会

原田 欣宏

とちぎソーシャルワーク共同事務所は開設10周年を迎えたことを記念し、以下の通りセミナーを開催することになりました。会では会員の3割相当、120名分を実行委員会から割り当てをされていますので、友人、知人等を含めて参加をお願いします。

日 時 平成22年7月17日(土)13時00分～17時00分

場 所 とちぎ福祉プラザ 1階 多目的ホール

宇都宮市若草1-10-6

Tel: 028-643-3300 Fax: 028-643-3340

第1部

記念講演「21世紀の社会福祉の行方と社会福祉専門職への期待」

講 師: ソーシャルケア従事者研究協議会代表 大橋 謙策 氏

第2部

記念シンポジウム「これからの社会福祉専門職への期待」

シンポジスト

NPO法人チャレンジド・コミュニティ理事長

金井 光一 氏

栃木県社会福祉施設経営者協議会長

岩崎 俊雄 氏

栃木県保健福祉部長

北澤 潤 氏

民主党参議院議員

谷 博之 氏

コーディネーター

栃木県社会福祉士会会長 大友 崇義 氏

参加費は無料です。申し込み・お問い合わせは、とちぎソーシャルワーク共同事務所 (Tel 028-600-1725、Fax 028-600-1730) までお願いします。

ていきます。また、それに伴い随時委員会を開いて検討課題等を話し合っていきます。

広報作業を通してネットワークも広がりますので、ぜひ広報委員会に参加しませんか？随時募集中です。

調査研究委員会

若倉 健

調査研究委員会は、引き続き実践報告および研究報告していただける方を募集しています。

体裁は問いませんのでお気軽に応募していただければ幸いです。お問い合わせは、栃木県社会福祉士会までお願いします。

研修委員会

檀淵 勝

今年度研修委員会では、9月26日(日)と1月の年2回の基礎研修会の開催を予定しています。今年度の基礎研修会では、基礎研修会の目的の一つとなる非会員の入会へのきっかけとなるような研修会とすることも視野に入れて開催していきたいと考えています。開催に向け、毎月平日の夜間に5、6人程度委員がとちぎソーシャルワーク共同事務所に集まり話し合いを行っています。新入会員や非会員にもわかりやすい形で社会福祉士として「明日実践しよう」「私にもできる」と思えるような研修会にしていければと思っています。また、社会福祉士会がどんな活動をしている会なのか、具体的な形で新入会員や非会員にも知っていただく機会になればと思います。さらに、例年行われている「全国生涯研修委員会議」が今年は7月31日(土)、8月1日(日)に開催されます。研修委員から代表委員が生涯研修委員として出席し、全国の研修委員との情報交換を通して、本部の流れを支部活動に反映していきたいと思っています。

広報委員会

長 秀紀

広報委員会では、4月、5月に委員会を開き、年間の会報発行計画とホームページの委員長等による更新ができる機能の導入について検討しました。今後の予定としては、今年度は会報第35号を10月に第36号を1月に発行予定です。また、ホームページについては、ニュース&トピックのコーナーを委員長等による更新ができるようにして、随時情報を発信できるようにし

養成支援委員会

菊池 浩史

養成支援委員会の主な活動は「受験対策講座」の開催です。

これは、社会福祉士会資格取得を目指す方を対象に、受験全科目の講義を行うものです。今年度は6月から11月にかけて、模試を含めて全10回で行います。今年は30名以上の方にお申込みをいただきました。スタッフ一同、全員合格を目指してお手伝いさせていただきます。

ます！

委員会の活動では、この他に福祉人材センターが開催する福祉の就職フェアでの「資格相談コーナー」にスタッフを派遣しています。

委員会のメンバーは約10名。女性が多い委員会です。養成支援委員会はいつでもメンバー募集中です！興味のある方は共同事務所までご連絡ください。

生活保護自立支援専門委員会

太田 芳一

平成22年度に栃木県から委託を受けた「生活保護における自立支援業務」が町村合併により対象者が16から13に減少したことに伴い、対象ケースも41から37に減少し、自立支援専門員も12人から11人体制で行います。

今年度前半（4月～10月）は、各福祉事務所単位で1月ないし1月半に1回の割合でケース検討を行い、ケースの自立と自立支援専門員のレベルアップを図っていきます。

県東央ブロック

高麗 正生

今年度より県央・県東ブロックが統合し、県東央ブロックとなりました。今年度からブロック長を務めさ

せていただきますので、よろしくお願いします。

さて、県東央ブロックでは福祉プラザにおいて、毎月勉強会を開催しています。地域包括支援センターの職員が中心となって運営していますが、職域に関わらず、社会福祉士としての日頃の業務に役立つ内容で、会員同士の交流の場ともなっています。興味のある方は栃木県社会福祉士会までご連絡ください。

県南ブロック

藤見 雅嗣

範囲や会員数が多いエリアとなっていますが、まだまだ参加者は少ない状況です。佐野周辺や小山周辺の2箇所を会場として、会員の職場を会場にしながら見学を兼ねた実施も行っています。見学は日々の会員の活動が分かり、同時に同僚の理解が深まる機会でも活かされていると思います。今年度は奇数月（年6回）を目安に会場を変えながら実施したいと思います。事例検討や日々の悩み等を気軽に行えるよう、会員のニーズに合った機会にしたいと思いますので、参加希望のご連絡をお待ちしております。

県北ブロック

福原 健治

今年度の県北ブロックは、事例検討を中心とした現場実践力の向上と社会福祉士同志の交流を目的として、次のとおり研修会を計画しました。

日 に ち	内 容	場 所
5月16日(日)	福祉機器展に参加(済)	国際医療福祉大学
6月15日(火)	合格者を祝う会(済)	大田原市内の居酒屋
8月28日(土)	事例検討会(高齢分野) & バーベキュー	鳥の目キャンプ場
9月11日(土)	事例検討会(児童分野)	国際医療福祉大学
10月16日(土)	シンポジウム「当事者の話を聴く」 シンポジスト 視覚障害者、犯罪の被害者家族、 児童施設入所経験者、要介護高齢者	国際医療福祉大学 「大学学園祭」
11月27日(土)	事例検討会(障害者分野)	国際医療福祉大学
12月12日(日)	協働フォーラムのお手伝い NPOぽ・ぽ・ら主催「高齢者分野」	国際医療福祉大学

※お問い合わせは栃木県社会福祉士会までお願いします。皆様のご参加お待ちしております。



合格者を祝う会の様子

編集後記

普段はサッカーなど見ないくせに、思わずにいつてしまうほどワールドカップは面白い。日本代表が出ていればなおさら見入ってしまうのは、私だけではないのでしょうか？日本代表の選手がゴールを決めた瞬間は思わずガッツポーズが出るほど興奮をしてしまいました。今回のワールドカップが日本再生の起爆剤になることを期待したい。

(赤坂)